

令和2年5月21日

市立保育園保護者の皆様

幼児保育課

市立保育園の利用について（通知）

国の緊急事態宣言が解除されましたが、保護者の皆様には、5月31日（日）までは継続して保育園への登園自粛をお願いしており、ご理解ご協力いただきありがとうございます。

公立保育園につきましては、愛知県の緊急事態宣言が5月31日までとされ、市内の感染者も減少していることから、登園自粛期間は5月31日までとし、6月1日（月）からは通常どおりの保育といたします。

なお、6月以降は、登園自粛による保育料・給食費の減額はいたしません。

保護者の皆様には、長期間に渡り登園自粛にご協力いただき誠にありがとうございました。引き続き、下記のとおり感染予防対策に努め保育を行ってまいりますので、保護者の皆様のご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

記

1 保育中における感染予防対策

- (1) 手洗い・手指消毒：こまめな手洗いに加え、手指消毒を実施
- (2) 施設、玩具等の消毒除菌：園児・職員の手が触れる箇所を日に数回実施
- (3) 室内の除菌：室内の換気（1時間ごとに1回5分間）及び除菌効果のある噴霧器の使用
- (4) 多人数での接触回避：集会・他クラスとの活動等を自粛

※「3密」（密集、密接、密閉）の回避において、身体的距離の確保については、子どもの年齢、保育援助の観点による保育者とのかかわりなどにより、「密」の状態を避けることが困難な場合が多々ありますのでご了承ください。

※ 運動会や生活発表会等の行事は、例年の様な実施が困難な状況です。

現時点では、学年別、人数制限等を考慮し縮小したかたちでの実施を考えていきます。

(5) 飛沫防止対策

※給食などの食事の場面において、会話等のマナー指導や席の配置を考慮。

食事中は大きな声でおしゃべりはしないなどマナーの指導を行います。

※歯磨きの中止。

口を閉じたまま、飛沫せずに歯磨きを行うことが難しい為、食後は口を十分ゆすぐ対応とします。歯磨きについては、ご家庭で対応ください。

(6) 咳エチケット：園児のマスク着用

※子どもの年齢、状況に応じた着用とします。

※熱中症や呼吸状態を考慮し、また、気温や運動量に応じ、着用しない場合があります。

2 保護者の方への協力依頼

(1) 登園前の体調チェック：園児の自宅での体温を用紙に記入

※発熱、咳、風邪症状がある場合は登園をお断りいたします。

いつもより顔色、機嫌が悪いなどの兆候がある場合もご配慮いただき自宅での自粛をお願いいたします。

※発熱についてはお子さんの平熱と合わせてお考えください。

※解熱後24時間経過し、呼吸器症状が改善傾向されたことを確認してから登園してください。

※当面、園で風邪症状に対する薬はお預かりいたしません。

(2) 同居の家族に発熱や風邪症状がある場合は、お子さんの体調の変化に配慮し、必要な場合は登園の自粛をお願いいたします。

なお、同居の家族が濃厚接触者となった場合は、自宅待機いただき、その旨を速やかに園にお知らせください。

(3) 登降園に付き添う保護者の方が保育室に入室される場合は、1人の園児に対し1人の保護者とし、マスク着用をお願いいたします。

(4) 海外渡航者（園児）又は同居の家族に海外渡航歴がある場合は、帰国後、2週間の自宅待機をお願いいたします。

今後、国の動向等により変更等があった場合には、随時ご連絡させていただきます。ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。